

健康保険証廃止(マイナ保険証移行)に伴う対応について【重要】

健康保険証は 2024 年 12 月 2 日に廃止

医療機関の受診は  マイナ保険証で!

マイナ保険証への移行概要

- ◎ 現行の健康保険証は、令和 6 年 12 月 2 日に廃止となり、新規の健康保険証発行及び再交付はいたしません。
- ◎ 廃止以降、医療機関への受診については、国の方針により「マイナ保険証」(健康保険証の利用登録が完了したマイナンバーカード)で受診いただくことになります。
- ◎ 令和 6 年 12 月 1 日以前に発行された有効な健康保険証をお持ちの場合には、経過措置として令和 7 年 12 月 1 日まで健康保険証を使用できます。
- ◎ 経過措置により健康保険証を利用されている方のうち、マイナ保険証利用登録を行っていない方には、令和 7 年 11 月末までに医療機関等への受診に利用できる「資格確認書」を発行いたします。
- ◎ 健康保険証廃止以降の新規加入者には、健康保険組合で資格登録後、被保険者記号番号等を記載した「資格情報のお知らせ」を交付します。
- ◎ 健康保険証廃止以降の新規加入者で、マイナ保険証によるオンライン資格確認で受診できない方には、申請により医療機関等への受診に利用できる「資格確認書」を交付します。
※「資格確認書」交付申請につきましては、2 ページを参照してください。
- ◎ 事業主・事務ご担当の皆様におかれましては、資格取得届や被扶養者異動届（増）には、正確なマイナンバー及び氏名（漢字・カナ）、生年月日、性別、住民票上の住所をご記載願います。

健康保険証の発行

- ◎ 健康保険証の発行有無

令和 6 年 12 月 2 日（月）から健康保険証を発行しない取扱いとなります。

		届書・申請書到着日（組合受付日）	
		11 月 29 日(金)以前	12 月 2 日(月)以降
資格取得日	令和 6 年 12 月 1 日以前	健康保険証を発行	発行しない
扶養認定日	令和 6 年 12 月 2 日以降	発行しない	発行しない

令和 6 年 12 月 2 日以降、健康保険証の回収

期 間	資格喪失時・扶養認定解除時の 健康保険証の取り扱い
健康保険証廃止から 1 年間 令和 6 年 12 月 2 日～令和 7 年 12 月 1 日	健康保険組合への返却の必要・・・あり
経過措置終了日以降 令和 7 年 12 月 2 日以降	健康保険組合への返却の必要・・・なし

資格確認書について

マイナ保険証によるオンライン資格確認で受診できない方には、申請により医療機関等への受診に利用できる「資格確認書」を交付します。

◆資格確認書の交付対象者

A	マイナンバーカードを紛失した又は更新中の方（再発行手続き中）
B	マイナ保険証での受診が困難で介助者等が同行し資格確認をする必要がある方
C	マイナンバーカードを取得していない方
D	マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方
E	マイナ保険証の利用登録解除を申請した方（登録解除者）
F	マイナンバーカードの電子証明書の有効期間が切れている方
G	マイナンバーカードの返納者

◆資格取得時・被扶養者認定届時における資格確認書の交付申請

令和 6 年 12 月 2 日以降、資格確認書の交付を申請をする場合には、資格取得届及び被扶養者異動届の「資格確認書発行要否」の「☐発行が必要」欄に☒チェックを入れてください。

＜資格取得届様式＞

被 保 険 者 1	① 被保険者 整理番号	② 氏 名 (フリガナ) (氏) (名)	③ 生 年 月 日 5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年	月	日	④ 種 別 1. 男 2. 女 3. 坑内員 5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員 (基金)
	⑤ 取 得 区 分 1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥ 個 人 番 号 [基礎年] [金番号]	⑦ 取 得 (該当) 年 月 日 9. 令和	年	月	日	⑧ 被 扶 養 者 0. 無 1. 有
	⑨ 報 酬 月 額 ㊦(通貨) ㊧(現物)	円	㊨(合計 ㊦+㊧) 円	⑩ 備 考			
	⑪ 住 所	〒 —					
							⑫ 資格確認書 発行要否 ☐ 発行が必要

令和 6 年 12 月 2 日以降、資格確認書の回収

事 由	資格確認書の回収・返却の要否
資格喪失した加入者の有効期限内の資格確認書	健康保険組合への返却の必要・・・あり
資格確認書有効期間中にマイナ保険証の登録をした場合	健康保険組合への返却の必要・・・なし (必須ではないが、個人情報等の取扱注意)
有効期限が切れた資格確認書	健康保険組合への返却の必要・・・なし

健康保険証発行終了に伴う事務手続き Q&A

マイナ保険証を利用しているため、現在持っている健康保険証を返却したいのですが、どうしたらよいでしょうか。

大半の保険医療機関や薬局でマイナ保険証が利用できる状況ではありますが、一部の医療機関や義務化されていない医療機関ではマイナ保険証が使用できない場合がありますので、経過措置期間（令和7年12月1日）までは、現在保有している健康保険証をそのまま所持してください。

なお、経過措置期間終了後は健康保険証が無効になるので、返却いただく必要はありません。

マイナ保険証を保有している方が、念のため「資格確認書」を持っておきたいと希望する場合に、資格確認書の交付を受けることは可能でしょうか。

資格確認書は、医療機関等でマイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある場合に交付するものであるため、念のため持っておきたいという理由で交付することは出来ません。

それでもなお資格確認書の交付を希望する場合には、マイナ保険証の利用登録を解除する必要があります。 ※資格確認書の交付対象者は、2 ページの「資格確認書の交付対象者」のとおりです。

資格確認書を交付された方が資格喪失や被扶養者(減)した場合には、回収し保険者に返納する必要がありますでしょうか。

資格確認書には、有効期限が記入されていますので、有効期限内に資格喪失や被扶養者(減)された場合は、事業主を経由し保険者に返却していただきます。

なお、有効期限が経過した資格確認書は返却いただく必要はありません。

資格確認書を交付された方が、マイナ保険証の利用登録を行い資格確認書が不要となった場合は、返却が必要でしょうか。

組合においては、常時、マイナ保険証の利用登録状況を確認することはできませんので、そのままお持ちいただいて差し支えありません。

また、どうしても自主返納したい場合は、組合に返却いただいても結構です。

健康保険証発行終了日から経過措置期間終了までの間に、マイナ保険証を有していない方から保険証の再交付依頼があった場合は、どのようにしたらよいでしょうか。

令和6年12月2日の健康保険証の新規発行廃止以降は、再交付であっても保険証の発行はできませんので、「資格確認書交付申請書」により資格確認書の交付申請をしてください。

資格確認書のき損・滅失があった場合、再交付する必要がありますでしょうか。

再交付が必要です。

ただし、申請者がマイナ保険証を保有しており、医療機関の受診時に利用可能である場合には、資格確認書の再交付ではなく、マイナ保険証をご利用ください。

資格取得時や被扶養者認定(増)時に交付された「資格情報のお知らせ」は、資格喪失や被扶養者(減)の際に、返却する必要がありますでしょうか。

オンライン資格確認システムへの登録が完了したことをお知らせする目的であり、「資格情報のお知らせ」だけでは医療機関を受診することはできませんので、返却は不要です。

「資格情報のお知らせ」を受理しましたが、このお知らせはどのように取扱えばよいのでしょうか。

マイナンバーカードには記載されていない資格情報ですので、大切に保管してください。

※「資格情報のお知らせ」は、カードリーダーがない医療機関を受診する場合や、不具合でカードリーダーが使用できない場合にお使いいただけますので、マイナンバーカードと一緒に携帯いただくと便利です。

マイナ保険証で受診していますが、転職等で保険が変わる場合、何か手続きをしなければいけないのでしょうか。

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録すれば、転職や退職をした場合に登録し直す必要はありません。

医療機関で受診する際に、マイナ保険証が利用できない場合には、どのようにしたらよいのでしょうか。(システムの不具合や医療機関が対応していない場合等)

在職中の経過措置期間内は、健康保険証を所持していれば病院等の窓口で提示してください。

また、健康保険証を所持していない場合は「資格情報のお知らせ」をマイナ保険証と共に提示してください。

「マイナ保険証」と「資格確認書」の相違点

注:マイナ保険証で医療機関を受診する際に「同意する」を選択した場合

用 途	マイナ保険証	資格確認書
様式	マイナンバーカード (顔写真・IC チップ付)	はがき型(紙)
医療機関の受診	できる	できる
高齢者の受診 【高齢受給者証】	医療機関で「同意する」を選択した場合、高齢受給者証を提示しなくても受診できます。	医療機関の窓口で「高齢受給者証」を提示する必要があります。
入院等 【限度額適用認定証】	医療機関で「同意する」を選択した場合、限度額適用認定証は不要です。	健保組合に「限度額適用認定証」の交付申請を行い、医療機関の窓口で提示する必要があります。
特定疾病の負担額減額 【特定疾病療養受療証】	特定疾病療養受療証を提示しなくても受診できます。	健保組合に「特定疾病療養受療証」の交付申請を行い、医療機関の窓口で提示する必要があります。
医療費	安くなります。	変わりありません。
複数の医療機関にかかった場合	医師が薬の処方状況や、特定健診結果情報を確認できるため、よりよい医療を受けることができます。	それぞれの医療機関の情報が共有できないため、薬が重複して処方されたり、同じ検査を受けたりするなど、不要な医療費がかかる可能性があります。

「マイナ保険証」の利用登録の解除について

何らかの事情でマイナ保険証の利用登録の解除を希望する場合には、健康保険組合への「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」提出により解除することができます。

解除された場合には、「資格確認書」が交付することになりますが、現在お持ちの健康保険証が令和7年12月1日までご使用いただけることから、直ちに「資格確認書」が交付されない場合があります。

静岡県中部機械工業健康保険組合